HeartOne カードデジタル特約(全デジタルカード共有)

第 1 条 (HeartOne カードデジタル)

- (1)大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める「HeartOne カード規約(全カード共有)」、「HeartOne ネットアンサー規約(「電磁的方法による通知に関する特則」含む)」、「ハートワンポイントサービス規約」、「ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約」、「ETC カード規約」、に加えて大和ハウスグループ各社と提携して発行する大和ハウスグループ施設提携デジタルカードについては、「大和ハウスグループ施設提携カード特約」、「[イーアスつくば]ハートワンポイント特則」、「[湘南モールフィル]ハートワンポイント特則」、「[アルパーク]ハートワンポイント特則」、「[ロイヤルホームセンター]ハートワンポイント特則」、「[湘南モールフィル]ハートワンポイント特則」(以下、総称して「関連規約」という)に加え、本特約を承認し、HeartOne カードデジタルの申込みをされ、当社が、HeartOne カードデジタルの会員になることを承認した方(以下「HeartOne カードデジタル会員」という)に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。
- (2) HeartOne カードデジタル会員は、当社発行の HeartOne カード会員のうち、当社が認める者に 提供するインターネットサービス「HeartOne ネットアンサー」(以下「本インターネットサービス」とい う)の有効な会員の方であることを条件とします。

第2条(カード情報の付与等)

- (1) HeartOne カード規約(全カード共有)第 2 条(カードの貸与)の規定にかかわらず、当社は、 HeartOne カードデジタル会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、HeartOne カード規約(全カード共有)第 2 条(カードの貸与)(1)に定めるカード情報のみを付与する(以下、HeartOne カードデジタル会員へ付与するカード情報を「デジタルカード情報」という)ものとし、HeartOne カードデジタル会員は、デジタルカード情報を本インターネットサービスを通じて確認するものとします。
- (2)前項の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める場合又は HeartOne カードデジタル会員が希望した場合には、当社は、HeartOne カードデジタル会員に対して、デジタルカード情報の付与に加え、物理的なカードを発行する(以下、HeartOne カードデジタル会員へ発行するカードを「本件カード」という)ものとします。
- (3) HeartOne カードデジタル会員は、関連規約その他当社が別途に定める規約における「HeartOneカード」及び「カード」は、「デジタルカード情報」に適宜読み替え適用されます。また、本件カードが発行された場合には、HeartOneカードデジタル会員は、HeartOneカード規約(全カード共有)の「HeartOneカード」及び「カード」として、本件カードの取扱いを行います。

第3条(カード情報等による商品購入等)

- (1) HeartOne カード規約(全カード共有)第5条(カードのご利用)の規定にかかわらず、HeartOne カードデジタル会員は、デジタルカード情報を利用して商品購入等を行う場合、HeartOne カード規約(全カード共有)第5条(カードのご利用)(3)後段に定める方法で利用します。
- (2) HeartOne カード規約(全カード共有)第7条(弁済金の支払方法等)(2)①の規定にかわらず、 HeartOne カードデジタル会員がリボルビング払いを利用する場合のリボ手数料の実質年率は、 本特約第5条(電磁的方法による交付)に基づき、電磁的方法により通知するものとします。

第4条(キャッシングサービス)

- (1) HeartOne カードデジタル会員がデジタルカード情報によりキャッシングサービスを利用する場合、HeartOne カード規約(全カード共有)第 12 条(キャッシングサービス)(1)①の適用はないものとします。
- (2) HeartOne カード規約(全カード共有)第 13 条(融資金の支払方法等)(3)の規定にかかわらず、 HeartOne カードデジタル会員の融資利率は、次条に基づき、電磁的方法により通知するものとします。

第5条(電磁的方法による交付)

- (1)当社は、HeartOne カードデジタル会員に対して、HeartOne ネットアンサー規約電磁的方法による通知に関する特則第3条(電磁的方法による通知)第2項各号に定める通知に加え、以下の法令(法令が変更され所定条項が変更された場合には変更後の条項へ読み替えるものとします。)に基づく書面(以下「対象書面」という)についても電磁的方法により交付することとし、HeartOne カードデジタル会員はこれを承諾します。使用する電磁的方法の種類及び内容は、本条第5項に従い、その他電磁的方法に関する規定は HeartOne ネットアンサー電磁的方法による通知に関する特則に従うものとします。
- ①割賦販売法第30条第1項、第2項に基づく書面
- ②貸金業法第16条の2第2項に基づく書面
- ③貸金業法第17条第2項に基づく書面
- (2) HeartOne カードデジタル会員は、株式会社クレディセゾンから HeartOne カードデジタル会員が届け出た携帯電話番号に宛てショートメッセージサービスを受信後直ちに、当該ショートメッセージサービスにおいて指定された URL から対象書面を閲覧し、自己のスマートフォン等の端末媒体にダウンロードするものとします。
- (3)前項において、対象書面が閲覧又はダウンロードができなかった場合、HeartOne カードデジタル会員は当社にその旨申し出るものとします。この場合、当社より、対象書面を別途郵送その他の方法で送付し、交付するものとします。
- (4)前各項の規定にかかわらず、当社は、HeartOne カードデジタル会員が以下のいずれかに該当する場合には、対象書面を郵送その他の方法で送付し交付するものとします。
- ①法令等によって書面の交付が必要とされる場合

- ②通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の 閲覧及びダウンロードが不可能と認められた場合
- ③その他当社が必要と判断した場合
- (5)本条に定める電磁的方法による交付に係る方法は、HeartOne カードデジタル会員が本インターネットサービスを通じて情報を閲覧して自身が使用する端末に記録する方法とし、ファイルの記録方式は PDF 形式によるものとします。HeartOne カードデジタル会員は、これらを確認の上HeartOne カードデジタルの申込みを行うものとします。

第6条(本インターネットサービスでの利用時の本人確認)

当社は、HeartOne カードデジタル会員について、本インターネットサービスでのデジタルカード情報の閲覧その他本インターネットサービスでの本サービスの一部機能のご利用に当たり、ワンタイムパスワードによる本人確認を行うものとし、当該確認をもって HeartOne カードデジタル会員本人による利用として取り扱います。

第7条(カードの紛失、盗難等)

- (1) HeartOne カードデジタル会員には、デジタルカード情報を登録した端末を紛失し又は盗難された場合にも、HeartOne カード規約(全カード共有)第 16 条(カードの紛失、盗難等)(1)に従い、当社への連絡、所轄の警察署へのお届け及び当社による調査にご協力いただくものとします。
- (2) HeartOne カードデジタル会員については、HeartOne カード規約(全カード共有)第 16 条(カードの紛失、盗難等)(2)②を以下のとおり読み替え適用するものとします。
- (2)②①以外に、HeartOne カードデジタル会員が関連規約に違反した場合。
- (3) HeartOne カードデジタル会員からデジタルカード情報を登録した端末の紛失し又は盗難された旨のご連絡を当社にいただいたときは、当社は、HeartOne カードデジタル会員に事前に通知することなく、デジタルカード情報の閲覧機能を一部停止することがあります。

第8条(カードの再発行)

HeartOne カード規約(全カード共有)第 17条(カードの再発行)の規定にかかわらず、HeartOne カードデジタル会員が紛失等(デジタルカード情報が登録された端末を紛失し又は盗難された場合を含む)によりデジタルカード情報又は本件カードが使用不能になった場合、以下各号のとおりとします。なお、本件カードの汚破損等が生じた場合には、HeartOne カード規約(全カード共有)第 17条(カードの再発行)に従います。

①HeartOne カードデジタル会員が、紛失等によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、 当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与します。な お、当該会員に対して本特約第 2 条(カード情報の付与等)(2)に基づき本件カードを発行してい る場合、デジタルカード情報の再付与に加え、当社が認めた場合、本件カードを再発行します。こ の場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

- ②本特約第2条(カード情報の付与等)(2)に基づき本件カードを発行している HeartOne カードデジタル会員が、紛失等により本件カードが使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与するとともに、本件カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。
- ③前各号のいずれの場合においても、HeartOne カードデジタル会員は、再付与されたデジタルカード情報を、本特約第2条(カード情報の付与等)(1)に定める方法で確認するものとします。

第9条(会員資格の喪失等)

- (1) HeartOne カードデジタル会員が、以下各号のいずれかに該当した場合、HeartOne カード規約 (全カード共有)第24条(会員資格の喪失等)(1)が適用されます。
- ①HeartOne カードデジタル会員が本インターネットサービスの会員資格を喪失したとき。②デジタルカード情報の付与に加えて本件カードの発行が必要であると当社があらかじめ定める場合において、HeartOne カードデジタル会員が本件カードの発行又は貸与を受けないとき
- (2) HeartOne カード規約第 24 条(会員資格の喪失等)(3)の規定にかかわらず、HeartOne カードデジタル会員のご都合で HeartOne カードデジタルサービスの解約又は本件カードの貸与を受けないことを希望される場合は、以下各号のとおりです。
- ①HeartOne カードデジタル会員が、HeartOne カードデジタルサービスを解約される場合、当社所 定の届出を行っていただきます。なお、当該会員に対して本特約第2条(カード情報の付与等)(2) に基づき本件カードを発行している場合、本件カードを裁断のうえ破棄していただきます。
- ②本特約第2条(カード情報の付与等)(2)に基づき本件カードを発行している HeartOne カードデジタル会員が、本件カードの貸与を受けないことを希望される場合、当社所定の届出を行っていただき、本件カードを裁断のうえ破棄していただきます。この場合、当該会員がデジタルカード情報のご利用を希望し、かつ、当社がこれを認めた場合、デジタルカード情報は引き続きご利用いただけます。

第 10 条(本規約の変更等の準用)

HeartOne カード規約(全カード共有)第 19 条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、HeartOne カード規約(全カード共有)第 19 条(本特約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第 11 条(適用規約)

本特約に定めのない事項については、関連規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先します。

2025 年 3 月 31 日改定